

ハンセン病の歴史

ハンセン病とは、明治6(1873)年、ノルウェーのハンセン医師により発見されたい菌により感染する感染症で、主に皮膚や末梢神経が侵される病気です。

らい菌自体の病原性は極めて弱いため、感染し発病することは極めて稀です。

また、現在では治療薬の開発により、完治することができ、隔離を必要としない病気です。

ハンセン病の歴史

これまで日本では、法律によってハンセン病の患者は、療養所に入所しなければならぬという隔離政策がとられていました。

その隔離政策は、平成8(1996)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで続きました。

その後、ハンセン病患者・元患者は、法律により隔離され、差別や偏見などの人権侵害を受けたとして、政府や国会に対して訴訟を起こしました。平成



13(2001)年、熊本地裁で「らい予防法は違憲との判決が下され、その後、国は全国の患者・元患者に対して、新たな補償を行い、名誉を回復し、福祉を増進させるなど」と発表しました。

現在、ハンセン病の患者や元患者は、療養所に入所する必要はありませんが、社会復帰が難しいのが現状です。その主な理由は、平均年齢が80歳を超えていること、ハンセン病による後遺症としての障害が有ること、長期間にわたる隔離により、社会との交流が絶たれてきたこと、一般社会にまだまだ偏見が残っていることが挙げられます。

私たちは、ハンセン病に対する正しい知識を持ち、患者や元患者の人たちが社会の中で人間らしくいきいきと暮らせるように理解、協力していく必要があります。

